

## 令和8年第1回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和8年3月3日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 1号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認について (町長提出)
- 日程第 6 議案第 1号 人権擁護委員の推薦意見について (町長提出)
- 日程第 7 議案第 2号 那珂川町課設置条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 8 議案第 3号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 9 議案第 4号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第10 議案第 5号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第11 議案第 6号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第12 議案第 7号 那珂川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第13 議案第 8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第14 議案第 9号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第15 議案第10号 那珂川町馬頭総合福祉センター条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第16 議案第11号 那珂川町小川総合福祉センター条例の一部改正について

- (町長提出)
- 日程第17 議案第12号 那珂川町火入れに関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第18 議案第13号 那珂川町水道事業給水条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第19 議案第14号 損害賠償に係る和解及び額の決定について (町長提出)
- 日程第20 議案第15号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算(第7号)の議決について  
(町長提出)
- 日程第21 議案第16号 令和7年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)の議決について  
(町長提出)
- 日程第22 議案第17号 令和7年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決について  
(町長提出)
- 日程第23 議案第18号 令和7年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議決について  
(町長提出)
- 日程第24 議案第19号 令和7年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第4号)の議決について  
(町長提出)
- 日程第25 議案第20号 令和7年度那珂川町水道事業会計補正予算(第1号)の議決について  
(町長提出)
- 日程第26 議案第21号 第3次那珂川町総合振興計画基本構想及び前期基本計画について  
(町長提出)
- 日程第27 議案第22号 那珂川町過疎地域持続的発展計画の変更について (町長提出)
- 日程第28 議案第23号 那珂川町新町建設計画の変更について (町長提出)
- 日程第29 議案第24号 第3期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業(整備工事)請負契約の変更契約の締結について (町長提出)
- 日程第30 議案第25号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定について  
(町長提出)
- 日程第31 議案第26号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターに係る指定管理者の指定について (町長提出)
- 日程第32 議案第27号 那珂川町まほろばキャンプ場施設に係る指定管理者の指定について  
(町長提出)
- 日程第33 議案第28号 令和8年度那珂川町一般会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第34 議案第29号 令和8年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決につ

- いて (町長提出)
- 日程第35 議案第30号 令和8年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第36 議案第31号 令和8年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第37 議案第32号 令和8年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第38 議案第33号 令和8年度那珂川町水道事業会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第39 議案第34号 令和8年度那珂川町下水道事業会計予算の議決について (町長提出)
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員 (11名)

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
8番	小川正典	10番	大金市美
11番	川上要一	12番	小川洋一
13番	益子明美		

#### 欠席議員 (なし)

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	益子純恵	副町長	小松重隆
教育長	吉成伸也	総務課長	加藤博行
企画財政課長	谷田克彦	税務課長	田角章
住民課長	金子洋子	生活環境課長	久保寺康之

健康福祉課長	益 子 利 枝	子育て支援 課長	加 藤 啓 子
建設課長	田 邊 康 行	産業振興課長	杉 本 篤
農業委員会 事務局長	星 善 浩	会計管理者 兼会計課長	星 学
学校教育課長	熊 田 則 昭	生涯学習課長	斎 藤 昌 代
上下水道課長	高 野 曜 路		

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	横 山 和 則	書 記	仲野谷 智 子
書 記	小 森 亮 利		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（益子明美） ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回那珂川町議会定例会を開会します。

---

◎開議の宣告

○議長（益子明美） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（益子明美） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（益子明美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、矢後紀夫議員及び3番、高野 泉議員を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（益子明美） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から16日までの14日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から16日までの14日間とすることに決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（益子明美） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

最初に、請願及び陳情の取扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに提出があり、受理したものは陳情1件であります。

陳情の取扱いにつきましては、去る2月25日の議会運営委員会で審議いたしました。

まず、お手元に配付した陳情等文書表の陳情であります。県立馬頭高等学校学生寮の整備に関する陳情書は、総務産業常任委員会に審査を付託することといたしました。

また、議長預かり議員配布文書表にある1件の陳情につきましては、議長預かりとし、議員全員に写しを配付することといたしました。

次に、南那須地区広域行政事務組合議会についてですが、2月26日に定例会が招集され、令和8年度一般会計当初予算など10議案が審議され、原案のとおり可決されました。

次に、栃木県町村議会議長会について報告いたします。

2月19日、第3回議長会議及び議長研修会が、宇都宮市の自治会館で開催されました。

議長会議では、令和8年度町村議会議長会事業計画案と予算案が審議され、原案のとおり可決されました。

次に、議会行政視察の来町について報告いたします。

1月20日、山形県最上町議会総務文教常任委員会が、人口減少社会を見据えた公共施設管理や再利用について視察するために来町されました。

また、1月30日には和歌山県かつらぎ町議会が、当議会で開催している議会報告会や団体との意見交換会について調査するために来町されました。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事等について報告いたします。詳細はお手元に配付した報告書のとおりですが、主なものを申し上げます。

12月23日、各常任委員会の行政視察や団体との意見交換会で出された課題などを基に、町の重点施策の拡充などをまとめた意見要望書を町長に提出いたしました。

1月17日、小川総合福祉センターで議会報告会を開催し、高校生を含む26名の参加がありました。今回も昨年に引き続きワークショップ形式を取り入れ、参加された町民の方が発言しやすいような形で実施いたしました。

意見交換では、「那珂川町の魅力をみんなで考えよう」をテーマに、一人一人が考える那珂川町の魅力とは何か、その魅力をどのように発信するか、様々な年代の方が多様な意見を出し合いました。議員もそれぞれグループに加わり、参加者と協力して意見をまとめていきました。

これらは幅広い世代、様々な立場の方の意見をまとめた貴重なものであり、政策提案につなげていけるよう議会としても努めてまいります。

1月26日、一般社団法人地方公共団体政策支援機構上席研究員、渡辺太樹氏を講師に迎え、「データに基づく那珂川町の現状と課題について」と題して、議員研修会を開催しました。

渡辺氏は、データを活用し、現状を正しく把握することで、課題に対して的確な施策を取ることができると話されました。

今後も研修を通して、議員一人一人の資質向上に努めてまいりたいと考えています。

最後に、12月定例会以降、議長へ報告のあった各委員会の開催、監査等の報告については、お手元に配付した報告書のとおりですが、概要について報告いたします。

総務産業常任委員会は、委員会を1回開催し、要望書への要望事項をまとめました。

教育民生常任委員会は、委員会を2回開催したほか、12月9日に那珂川町PTA連絡協議会と意見交換を行いました。

議会広報特別委員会については、議会だより第82号の編集等のために3回開催し、2月10日に発行されました。

議会運営委員会については、委員会を1回開催し、定例会の運営などについて協議しました。

以上、主な議会活動事項を述べまして、諸般の報告を終わります。

## ◎行政報告

○議長（益子明美） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） 皆様、おはようございます。

令和8年第1回定例会にご出席いただき、ありがとうございます。

去る2月28日、馬頭広重美術館がプレオープンを迎えました。大規模改修により、より魅力ある施設へと生まれ変わり、町民の皆様をはじめ、県内外の多くの観光客を迎え入れる準備が整いました。来たる3月14日のリニューアルオープン記念式典には、議員の皆様にもご出席をいただき、開館25周年の節目の年でもあるこの機に、新たな門出を共に祝いたいと思っております。

四半世紀にわたり紡いできた歴史を礎に、装いも新たに本町の文化振興の象徴として、さらなる輝きを放つことを期待しております。

この馬頭広重美術館は、単なる美術品の展示施設にとどまるものではありません。このリニューアルを機に、本町の歴史・文化の発信地として、さらには交流人口の拡大を牽引するまちづくりの拠点として最大限に活用し、地域のにぎわい創出と、次世代への文化継承の柱として、今後も多角的な施策を展開してまいります。

それでは、12月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。詳細はお手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

12月14日、第九を歌う会演奏会が行われました。今回の開催が最後となった演奏会には、町内外からたくさんの観客が訪れ、盛大な演奏、合唱に、客席からの拍手喝采が鳴り響きました。

12月20日、石井 巧選手のプロ野球入団祝賀会が開かれました。兄、一成選手との兄弟そろってプロ野球選手という快挙は、那珂川町のスポーツ史に輝く金字塔であり、未来を担う子どもたちにとって、これ以上ない大きな夢と希望を与えてくれました。今後のプロ野球界での大いなる活躍を期待しています。

1月9日、新春賀詞交歓会を開催いたしました。賀詞交歓会には、約100名の関係者が出席され、新年の挨拶を交わすとともに、交流を深めました。

1月11日、令和8年二十歳の祝いを小川総合福祉センターあじさいホールで開催いたしました。スーツや振袖で着飾った86名が出席し、会場は華やかな雰囲気になりました。

1月20日、馬頭高校と地域おこし協力隊の地域連携活動発表会が開催されました。馬頭高校生の那珂川学の発表と、移住者目線での地域活性化を進める地域おこし協力隊の活動報告を併せて実施することで、相乗効果が図られました。

1月25日、郡市町対抗駅伝競走大会が開催され、県内各地から29チームが集まり、カンセキスタジアムをスタートに、熱戦が繰り広げられました。

2月18日、町の魅力を広めている、こくばんくるまを、ふるさと大使に委嘱いたしました。こくばんくるまへの落書きを通してわくわくの輪を広げ、町の魅力を伝えてほしいと期待しております。

3月2日、馬頭高校の第77回卒業式に出席いたしました。春の穏やかな空気が広がる中、普通科28名、水産科19名の計47名の生徒が新たな進路への希望を胸に、馬頭高校を巣立っていきました。

終わりに、本定例会には、専決処分の承認のほか、条例の改正、令和7年度各会計補正予算、施設に係る指定管理者の指定、令和8年度各会計予算など、37議案を提出しております。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（益子明美） 以上で行政報告を終わります。

---

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第5、承認第1号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました承認第1号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、早急に補正予算を編成し、執行する必要があったことから、地方自治法第179条

第1項の規定により1月23日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会にご報告申し上げ、承認を求めます。

今回の補正予算につきましては、2月8日投開票で執行されました第51回衆議院議員総選挙に係る選挙事務経費及び3月に実施する物価高対応子育て応援手当の支給に要する経費を計上したもので、その補正額は4,450万円であり、補正後の予算総額は103億2,150万円となりました。

なお、これらに要する財源は、国・県支出金及び繰越金を充てることといたしました。

以上、令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費であります。3款民生費、2項児童福祉費、子育て応援手当支給事業費3,000万円について、手当の支給が本年度内に完了しない見込みのため、繰越明許費として追加するものであります。

補正予算書の8ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

15款国庫支出金、2項2目民生費補助金の補正額は3,000万円の増で、物価高対応子育て応援手当支給事業費に係る補助金、16款県支出金、3項1目総務費委託金の補正額は1,200万円の増で、衆議院議員総選挙に係る委託金、20款繰越金、1項1目繰越金の補正額は250万円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

2款総務費、5項4目衆議院議員総選挙費の補正額は1,450万円の増で、1月26日公示、2月8日投開票の日程で執行された衆議院議員総選挙に係る事務経費であります。

3款民生費、2項3目児童措置費の補正額は3,000万円の増で、子育て応援手当支給事業費は、令和7年9月30日時点で児童手当を受給している者を対象に、児童1人当たり2万円を支給する事業で、対象児童1,400名分の給付金のほか、支給に係る事務費用であります。

10ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第6、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項において「町長は、市町村議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない」と定められてお

ります。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております内田清美氏は、令和8年6月30日をもって現在の任期が満了となりますが、継続して内田清美氏を推薦したいと存じます。

内田清美氏は、令和5年7月1日から1期3年間、大変熱心にその職責を果たしてこられ、また、地域においても人望厚く、人格識見ともに申し分ない方であり、ここに推薦についてご提案するものであります。

今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱することとなります。

なお、参考までに、当町の人権擁護委員は、現在、川上弘之氏、郡司広美氏、大金美江氏、蓮見和恵氏、渡辺富士雄氏、内田清美氏の6名であります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第7、議案第2号 那珂川町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町課設置条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、第4次那珂川町行財政改革推進計画に基づき、現行の組織機構全般についての点検及び評価を行った結果、新たな行政課題に対応するとともに、行政運営の効率的かつ効果的な推進を図るため、関係する条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町課設置条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります。新たな行政課題への対応及び行政運営の効率的かつ効果的な推進に向けて組織の見直しを行うため所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります。〔1〕見直し（案）後の組織図についてですが、総務課については、行政係を行政係と人事秘書係に分割します。管財係を企画財政課に移管します。消防防災係は事務の実情に合わせるため、名称を地域安全対策係へ変更します。

企画財政課については、総務課から管財係を移管します。なかがわぐらし推進係は新設する地域振興課へ移管します。広報広聴係は業務を総務課及び情報管理係へ移管することにより廃止します。情報管理係は、広報広聴係の業務の一部の移管により、名称を情報広報係へ変更します。

地域振興課については、新たに新設いたします。課内の係については、地域振興係を新設します。なかがわぐらし推進係は企画財政課から移管します。産業振興課から、商工観光係を商工部門と観光部門を分割し、観光部門を観光係として新設します。

住民課についてですが、生活環境課との統合により住民生活課へ名称を変更します。戸籍

住民係は、住民の総合窓口として対応していくこととするため、名称を住民係へ変更します。生活環境課から生活交通係と環境推進係を統合し、生活環境係として移管します。

健康福祉課については、社会福祉係を社会福祉係と障害福祉係に分割します。

建設課については、管理係へ地籍調査係を統合します。土木建築係は都市計画等の部門を管理係へ移管することにより、名称を土木係へ変更します。住宅施策に特化した専門部署を住宅係として新設します。

産業振興課については、商工観光係を商工部門と観光部門を分割し、商工部門を農政係へ移管します。そのことにより、名称を農政係から産業振興係へ変更します。

(2) 見直し(案)後の分掌事務については、総務課の分掌事務については、職員の人事に関する事、議会及び町の一般行政に関する事、消防及び防災に関する事、交通安全対策に関する事、文書管理に関する事、情報公開に関する事、広聴に関する事、出張所に関する事及びその他他課の所管に属しないこととします。

企画財政課の分掌事務については、町政の総合的企画及び調整に関する事、予算その他財務に関する事、公有財産に関する事、入札に関する事、情報化施策に関する事、広報に関する事及び統計調査に関する事とします。

地域振興課の分掌事務については、地域振興に関する事、移住定住に関する事、ふるさと納税に関する事、公共交通に関する事及び観光に関する事とします。

住民生活課の分掌事務については、住民の諸届出、諸申請に関する事、戸籍及び住民基本台帳に関する事、マイナンバーカード及び電子証明書に関する事、国民健康保険に関する事、後期高齢者医療に関する事、国民年金に関する事、環境衛生に関する事、公害に関する事、環境施策に関する事及び浄化槽に関する事とします。

健康福祉課の分掌事務については、社会福祉に関する事、障害福祉に関する事、高齢者福祉に関する事、介護保険及び介護予防に関する事及び健康増進に関する事とします。

子育て支援課の分掌事務については、児童福祉に関する事、子育て支援に関する事、認定こども園に関する事、母子保健に関する事及びこども家庭センターに関する事とします。

建設課の分掌事務については、道路、河川その他土木に関する事、建築に関する事、都市計画に関する事、公園に関する事、住宅の管理に関する事、公共用地に関する事及び地籍調査に関する事とします。

産業振興課の分掌事務については、農業に関する事、商工業に関する事、林業に関する事、水産業に関する事及び土地改良に関する事とします。

4、施行期日は、令和8年10月5日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町課設置条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号～議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第8、議案第3号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第9、議案第4号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第10、議案第5号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、以上3議案は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第4号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第5号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

人事院は、昨年8月7日に国家公務員の一般職の職員の給与に関して、民間給与との較差3.62%を解消するため、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に月例給の全体平均3.3%の引上げ、期末手当及び勤勉手当に0.025月ずつの引上げ等の勧告を行いました。

これを受け、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことから、本町においても国に準じて職員給与等の改定を行うこととし、条例を改正するものです。

また、あわせて国の特別職等の期末手当についても引上げを行うことから、議員、町長、副町長及び教育長の期末手当についても0.05月の引き上げを行うものです。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

議案書の議案第5号の最後に添付してあります参考資料、人事院勧告等に基づく議員、町長等の期末手当及び職員の給料表、諸手当等の改正についてをご覧願います。

1、改正の理由であります、人事院より民間との較差を埋めるため、職員の給料、諸手当の改定について勧告されたことに伴い、職員の給料、諸手当の改定を行うとともに、国の特別職等の期末手当の改定状況を勘案し、議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の引上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

2、改正する条例名は、（1）那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、（2）那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例及び（3）那珂川町職員の給与に関する条例の以上3条例であります。

3、改正の内容であります、（1）那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び（2）那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例についてですが、議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の改定になります。

1点目は、令和7年12月期の期末手当を0.05月引き上げて1.775月とし、年間3.5月とするものです。

2点目は、令和8年4月1日以降の期末手当について、総枠は変えずに6月期と12月期の支給月数を平準化するものであります。

2ページになります。

(3) 那珂川町職員の給与に関する条例についてですが、職員の給料、諸手当の改定になります。

1点目は、月例給の引上げです。若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に月例給の引上げを行うものです。引上げについては、全体平均3.3%を引き上げるほか、大卒初任給で1万2,000円、高卒初任給で1万2,300円引き上げるものであります。

なお、適用は令和7年4月1日に遡及するものであります。

2点目は、期末手当及び勤勉手当の引上げです。期末手当及び勤勉手当を0.025月ずつ引き上げるものであります。

3点目は、令和8年4月1日以降の期末手当及び勤勉手当について、総枠は変えずに6月期と12月期の支給月数を平準化するものであります。

3ページになります。

次に、その他の諸手当の改定についてですが、1点目は通勤手当の改定になります。6万6,400円を上限に、距離区分に応じ支給額を引き上げます。また、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設します。

2点目は、宿日直手当の改定になります。宿日直手当の支給限度額を4,400円から4,700円に引き上げます。

3点目は、第二種初任給調整手当の新設です。月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置します。

次に、その他についてですが、等級別基準職務表に公認心理師職の追加と文言の整理をするものです。

4、施行期日についてですが、第1条については、公布の日から施行し、令和7年4月1日からの遡及適用となります。第2条及び附則第5項については、令和8年4月1日から適用となります。

なお、参考資料2として行政職給料表の新旧対照表を添付いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第3号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第11、議案第6号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 益子純恵登壇]

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、補助金負担金等審議会委員の学識経験等を有する者の報酬及び費用弁償を新たに追加するため、関係する条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります、補助金負担金等審議会委員の学識経験等を有する者の報酬及び費用弁償を新たに追加すること等に伴い、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります、（1）は名称の変更で、審議会名を「補助金負担金等審議会委員会」から「補助金負担金等審議会」へ変更するものであります。

（2）は、学識経験等を有する者の報酬及び費用弁償を追加するもので、他の審議会等の学識委員との均衡を図るため、報酬を日額1万5,000円とし、費用弁償を那珂川町職員等の旅費に関する条例に規定する職員の旅費相当額とするものであります。

4、施行期日は、令和8年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第12、議案第7号 那珂川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国に準じ、災害応急作業等に従事した職員に対して手当を支給するため、関係する条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります。異常な自然現象等により重大な災害が発生し、または発生するおそれがある現場において、災害応急作業等に従事した職員に対して手当を支給するため、国に準じて所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります。 (1) 災害応急作業等に従事する職員の災害応急作業等手当を新設するものであります。 (2) 手当の額は、勤務1日につき2,160円を超えない範囲内で支給するものであります。

4、施行期日は、令和8年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第13、議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の

一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年6月21日に閣議決定されましたデジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき、令和8年4月1日より、マイナンバーカードと一部の公費負担医療制度の受給者証を一体化するために、所要の改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決まりますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付しました参考資料、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由ですが、令和6年6月21日に閣議決定されましたデジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき、町民の利便性の向上を図るため、令和8年4月1日より、マイナンバーカードと一部の公費負担医療制度の受給者証を一体化することとし、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容ですが、第4条、個人番号の利用範囲を示す別表第1及び別表第2において、新たに個人番号を利用できる那珂川町子ども医療費助成及び那珂川町妊産婦医療費助成に関する事務を追加するほか、文言の整理を行うものであります。

4、施行期日は公布の日といたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） この改正によって、マイナンバーカードを持っている人と、あるいは持たない人と、受給に変わりはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

マイナンバーカードがご利用できる状態であれば、受給者証との連携につきまして、住民の皆様が行う新たな手続はございません。

○議長（益子明美） 質疑に対する答弁にはなっていないと思いますが、マイナンバーカードを持つ人と持たない人に差があるかどうかという点の質疑でありましたが、大丈夫ですか。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤啓子） 失礼いたしました。

ただいまのご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードをお持ちの方に対しましては、先ほど申し上げました情報連携が行われます。お持ちでない方につきましては、令和8年4月1日以降も紙の受給者証が発行されますので、従来どおり受給者証のほうを医療機関等で提示していただくということになります。

以上です。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第14、議案第9号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第9号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

地方税法が一部改正され、子ども・子育て支援納付金課税額が追加されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります、地方税法の一部が改正され、子ども・子育て支援納付金課税額を国民健康保険税に追加する改正を行うものであります。

3、改正の内容であります、第2条第1項第1号、4号及び第5項は課税額についてで、基礎課税額に子ども・子育て支援納付金を追加するものです。第3項については、文言の追加によるものです。

第3条は、法律改正に合わせて、引用する法の文言を整理したものです。

第6条は、法律改正に合わせて、引用する条文を追加するもの及び条ずれに伴い、引用する条文を改正するものです。

第15条は、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額についてで、所得割額0.25%を追加するものです。

第16条は、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額についてで、均等割額1,200円を追加するものです。

第17条は、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額についてで、均等割額50円を追加するものです。18歳未満の均等割額は全額減額されるため、その分を18歳以上の均等割額に上乗せするものです。

第18条は、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額についてで、平等割額900円を追加するものです。

第19条から第34条までは、第15条から第18条までの条ずれに伴い、条番号や引用する条文をそれぞれ改正するものです。

附則については、第15条から第18条までの条ずれに伴う文言の整理で、引用する条文をそれぞれ改正するものです。

4、施行期日ではありますが、令和8年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 国民健康保険税の目的というのは、疾病や健康リスクに対しての備えだというふうに思うんですね。それが目的だとしたら、この子ども・子育て支援というのは、その中には入らないのではないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

もう一点、この子ども・子育て支援というのは国民健康保険税だけにかかけられたものなんでしょうか。

その2点、お願いします。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） ただいまの質問にお答えいたします。

第1点目なんですけれども、医療保険のほう、目的税ということで、医療保険に含まれるべき税目に、子ども・子育て支援納付金課税額が追加されることについてということでご質問だと思えますけれども、医療保険の仕組みを使うということは、国の加速化プラン、そして子ども・子育て支援法、国民健康保険法、地方税法などで法律で決まったこととなりますので、まず法令で決まった集め方という形になります。

また、後期高齢者保険もそうですけれども、医療保険の仕組みのほうで、この医療保険分を集めるという形に関しては、ただいま国民健康保険のほうには、後期高齢者医療の支援金分、介護保険の支援金分、そちらのほうも併せて課税をしておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

そして、2点目なんですけれども、子ども・子育て支援納付金、国民健康保険税だけかどうかということなんですけれども、国民健康保険だけではなく、後期高齢者医療、そして被用者保険、共済組合、そういった全医療保険のほうから納付する、課税するという形、料という方法もありますけれども、全医療保険者から徴収することになっております。

以上であります。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 私は、医療保険の税の目的が、自分たちのための疾病や健康リスク、そういうものに備えてのものだというふうに私は思っているんですけれども、だからそれ以外については目的外なのではないかと。法律で決まったということは、それは承知してはいますが、本来の目的からするとどうなんでしょうかというお尋ねなんです。もう一度お願いしたいと思います。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） 医療保険に併せてという徴収の仕組みを取っているという形でございますけれども、医療保険に併せて徴収するという仕組みは取りますけれども、この子ども・子育て支援納付金は、国に納付されてから子ども・子育て支援のほう、国の加速化プランに関連する事業でございますけれども、事業に応じて配分されるという仕組みを取っております。

医療保険の保険給付という形に使われるという目的ではなく、そもそもこの子ども支援納付金というものについては、子ども・子育て支援の事業に使われるために、医療保険料、医療保険税から併せて徴収するという仕組みを取っておりますので、そちらについてはご理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） はっきりとお答えにはなっていないと私は思うんですけれども、要するに国民健康保険税というのは払わなければならない。その税金にかぶせて子育て支援金を徴収するということだというふうに理解していますが、それでいいんでしょうか。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） そちらの考え方で間違いはありません。

以上になります。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 先ほども言いましたけれども、この国民健康保険、あるいは後期高齢者医療保険、その税にかかってくる、それに上乗せする子ども・子育て支援というのは、これは目的外のものだというふうに理解します。

子ども・子育てが大事ということであれば、きちんとその項目で予算を立てればいいわけで、広く国民から徴収するというのは、消費税の類いというふうに私は考えます。

こういう目的外のお金を徴収ということが一般的に行われるようになれば、子ども・子育てだけではなくて、例えば国の安全を守るためとか、いろんなことが持ち込まれる、そういう可能性があるというふうに思います。ですから予算というのは、目的外のものも目的外できちんと項目を立てて予算を立てるものだというふうに思います。

ということで、私はこの案に反対をいたします。

○議長（益子明美） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子明美） 起立多数と認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時25分

○議長（益子明美） 再開します。

---

◎議案第10号及び議案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第15、議案第10号 那珂川町馬頭総合福祉センター条例の一部改正について、日程第16、議案第11号 那珂川町小川総合福祉センター条例の一部改正について、以上2議案は関連がありますので一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第10号 那珂川町馬頭総合福祉センター条例の一部改正について及び議案第11号 那珂川町小川総合福祉センター条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正ですが、12月定例会で議決いただきました公の施設の使用料の見直しと同様に、令和7年3月に策定した、公の施設の使用料の見直しに関する基本方針に準じて所要の改正を行うもので、施行期日は令和8年4月1日であります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 補足説明を申し上げます。

まず、改正の経緯ですが、馬頭総合福祉センター及び小川総合福祉センターは、12月定例会で議決いただきました公の施設の使用料の見直しについて、施設再編の可能性があったこ

とから見直しの対象外としていましたが、現時点で再編の可能性がなくなったため、このたび見直しを実施するものです。

それでは、議案第11号の最後に添付してあります参考資料、那珂川町馬頭総合福祉センター及び小川総合福祉センター条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由は、令和7年3月に策定した公の施設の使用料の見直しに関する基本方針に準じて所要の改正を行うものであります。

2、改正する条例名は、（1）那珂川町馬頭総合福祉センター条例及び（2）那珂川町小川総合福祉センター条例であります。

3、改正の内容であります。 （1）那珂川町馬頭総合福祉センター条例について、第10条は、使用料の減免について、減免ができる理由を改めるものです。

第11条は、使用料の還付について、還付ができる基準を改めるものです。

別表は、集会室について、区分の平日と土日・祝日別の設定を廃して全曜日を共通とし、使用料を1時間当たり2,200円に改めるほか、全ての使用料に「円」を追加するものです。

また、備考は、町内に住所を有しない者が利用する場合や営利目的で利用する場合などの使用料の基準を改正及び追加するものです。

次に、（2）那珂川町小川総合福祉センター条例について。

第7条は、「前納により」の文言を削除するものです。

第8条は、使用料の減免について、減免ができる理由を改めるものです。

第9条は、使用料の還付について、還付ができる基準を改めるものです。

別表は、あじさいホールについて、区分の平日と土日・祝祭日別の設定を廃して全曜日を共通とし、使用料を1時間当たり3,300円に改めるほか、すこやか共生館の福祉浴室を削除するものです。

また、備考は、町内に住所を有しない者が利用する場合や営利目的で利用する場合などの使用料の基準を改正及び追加するものです。

4、施行期日は、令和8年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 営利目的で施設の設置目的に合った利用の場合と、営利目的で設置目的に沿った利用でない場合ということで2つに分かれているんですけども、例えば映画会なんかをやる場合に、営利目的かどうかというのは、入場料を取るかどうかということで分かれるのかなというふうに思うんですけども、それが目的に合っているか合っていないかというのはどこで判断するのでしょうか。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

馬頭総合福祉センター条例、小川福祉センター条例、両条例とも設置の目的というものがございまして。両条例とも地域福祉の推進、あとは健康増進や交流の推進等が目的として書かれております。まずはその設置の目的が重要でありまして、それを何の目的で何をやるのかというのをまず重視しております。まずはそこを主催者側等ときちんと情報収集をさせていただいて、その上で判断していくこととなります。

先ほど議員のおっしゃいました、営利目的かそうではないのかというあたりも、そのときに情報をお聞かせいただいで、判断させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 目的に沿っているかどうかというのは、そこを使う人と話し合っただけで決めるということだったと思うんですけども、先ほど例として出した、映画をやるというような場合、社会福祉の目的に合う映画なのかどうかというのは、やっぱりかなり慎重に判断しなければならないというふうに思うんですね。だから、その辺のところとすると、それから料金を取るかどうか、その辺についてはいかがなんでしょうか。料金を取るということであれば、営利目的というふうになってしまうのか、それともそれは必要経費ということで認められるのか、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（益子明美） 答弁願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 先ほど申しました目的に関しては、しっかり協議をしていくことだと思いますが、営利目的ということで、一人一人から料金を取るというところに関しては、どちらかという営利目的に入ってくる場合もあるかとは今の段階では考えておりますが、その料金を何に使うのかというあたりも、やはり主催者側にお聞きしないことには、何とも判断しかねると思いますので、そちらも含めてよく協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第10号 那珂川町馬頭総合福祉センター条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 那珂川町小川総合福祉センター条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第17、議案第12号 那珂川町火入れに関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第12号 那珂川町火入れに関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、南那須地区広域行政事務組合の火災予防条例の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町火入れに関する条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります、南那須地区広域行政事務組合において、火災予防条例の改正が行われたため、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります、火災予防条例において、林野火災注意報、林野火災警報が位置づけられたため、林野火災注意報、林野火災警報が発令された際の対応を追記及び文言の整理として、「異常乾燥注意報」から「乾燥注意報」へ改正するものであります。

4、施行期日につきましては、公布の日となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号 那珂川町火入れに関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第18、議案第13号 那珂川町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第13号 那珂川町水道事業給水条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い関係する条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（高野曜路） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町水道事業給水条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道技術管理者及び布設工事監督者の資格要件について所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります、第47条第1項につきましては、布設工事監督者資格に必要な学歴及び学科要件の改正並びに実務経験年数が緩和されたことに伴い改正するものであります。

第47条第2項につきましては、簡易水道事業が上水道事業に統合されたことに伴う削除であります。

次に、第48条第1項第1号から第4号につきましては、水道技術管理者資格に必要な学歴

及び学科要件の改正、実務経験年数が緩和されたことに伴う改正、第6号につきましては、水道事業の所管省庁が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されたことに伴う改正であります。第7号及び第8号につきましては、水道技術管理者資格に必要な学歴及び学科要件の改正、実務経験年数の見直しに伴う追加であります。

第48条第2項につきましては、簡易水道事業が上水道事業に統合されたことに伴う削除であります。

4、施行期日は、令和8年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号 那珂川町水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第19、議案第14号 損害賠償に係る和解及び額の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 益子純恵登壇]

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第14号 損害賠償に係る和解及び額の決定について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和4年11月に起きました生徒間負傷事故に関する損害賠償請求事案について、相手方と和解の協議が整い、その額が確定したことに伴い、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき提案するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） 補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

1、損害賠償額ですが、76万1,791円であります。

2、和解の内容ですが、（1）那珂川町は、相手方に対し解決金76万1,791円を支払う。（2）相手方はその余の請求を放棄する。（3）那珂川町は加害生徒に対し、求償権を行使しない。（4）当事者は、互いに本件に関し本和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを互いに確認する。

3、相手方の住所及び氏名ですが、個人情報保護の観点から表記のとおりとさせていただきます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号 損害賠償に係る和解及び額の決定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号～議案第20号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第20、議案第15号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第7号）の議決について、日程第21、議案第16号 令和7年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第22、議案第17号 令和7年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第23、議案第18号 令和7年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第24、議案第19号 令和7年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第4号）の議決について、日程第25、議案第20号 令和7年度那珂川町水道事業会計補正予算（第1号）の議決について、以上6議案は関連がありますので一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第15号から議案第20号、令和7年度那珂川町一般会計、各特別会計及び水道事業会計補正予算の議決について提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計から申し上げます。

今回の補正予算は、人事院勧告等に伴う職員人件費の精査、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業や、国・県等により追加認定された補助事業に係る費用のほか、年度末を迎え、各種事務事業の確定等に伴う費用を計上するものであります。その補正額は1億5,200万円の増額であり、補正後の予算総額は104億7,350万円となりました。

また、本年度予算化した事業はおおむね完了する予定であります。一部、年度内に完了できない見込みの事業について、繰越明許費として計上することといたしました。

歳入の主なものを申し上げますと、地方交付税は、普通交付税の確定によるもので7億3,005万8,000円を増額するもの、繰入金は、今年度の歳入について精査し、財政調整基金や減債基金の繰入金など8億8,568万7,000円を減額するもの、国庫支出金は、国の令和7年度補正予算により措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金など1億9,453万4,000円を増額するものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、第1は商工費で、物価高騰の影響を受けた生活者を支援するため、町民1人につき1万5,000円の商品券を支給する、物価高騰対応生活応援商品券事業など2億1,984万8,000円を計上いたしました。

第2は民生費で、障害者自立支援給付に係る過年度国・県返納金など3,617万5,000円を計上いたしました。

第3は農林水産業費で、那須南農業協同組合の青果物集出荷場再編に係る新基本計画実装・農業構造転換支援事業など2,672万3,000円を計上いたしました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正は、ケーブルテレビ施設光化整備事業に係る事業費の精査により施設管理運営費を減額するほか、町債償還利子を増額するもので、その財源として国庫支出金、繰入金及び町債を減額し、繰越金及び諸収入を増額することといたしました。その補正額は1億3,700万円の減額であり、補正後の予算総額は11億100万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、国民健康保険事業費納付金を減額するほか、財政調整基金積立金や保険給付費等交付金、償還金を増額するもので、その財源として、財産収入、繰越金及び諸収入を充てることといたしました。その補正額は4,500万円の増額であり、補正後の予算総額は20億4,610万円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は後期高齢者健診事業費を減額するほか、会計年度任用職員報酬、後期高齢者医療広域連合納付金及び過年度の精算による諸支出金を増額するもので、その財源として後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金、繰越金及び諸収入を充てることといたしました。その補正額は900万円の増額であり、補正後の予算総額は2億8,664万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は会計年度任用職員の報酬、手当、介護給付費準備基金積立金及び過年度の精算による諸支出金を増額するもので、その財源とし

て、国・県支出金、支払基金交付金、財産収入、繰入金及び繰越金を充てることといたしました。その補正額は1億7,260万円の増額であり、補正後の予算総額は21億4,500万円となりました。

最後に、水道事業会計であります。今回の補正は、収益的収支において、人事院勧告等に伴う職員人件費、機器の修繕費用等584万1,000円の支出を増額するもので、その財源は受取利息、他会計負担金等のほか、当年度純利益を充てることといたしました。資本的収支においては、収入の他会計出資金890万円を減額することといたしました。

以上、一般会計、各特別会計及び水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正であります。国の補正予算措置による事業の前倒しや、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業など、本年度内に完了が見込めない事業について、繰越明許費として追加するものであります。

5款農林水産業費、1項農業費、新基本計画実装・農業構造転換支援事業は、那須南農業協同組合の青果物集出荷場再編に係る経費で3,960万9,000円、6款商工費、1項商工費、物価高騰対応生活応援商品券事業は、物価高騰の影響を受けている生活者を支援するために商品券を支給する事業に係る経費で2億2,000万円、7款土木費、1項土木管理費、住宅・建築物耐震改修等事業は、住宅建築物耐震建替補助金で220万円、2項道路橋りょう費、地方道路交付金事業は、町道薬利後沢線及び町道上郷須賀川線の道路改良に係る経費で9,970万円、町道改良舗装事業は、町道金谷線及び町道小口長峰線の道路改良に係る経費で4,415万3,000円、4項都市計画費、馬頭公園整備事業は、公園内トイレの建設に係る経費で2,334万円、8款消防費、1項消防費、ハザードマップ作成事業は、ハザードマップ作成に係る経費で481万8,000円、Jアラート専用受信設備整備事業は、Jアラートの受信設備改修に係る経費で540万円、9款教育費、2項小学校費、スクールバス購入事業は、馬頭小学校に配置予定のスクールバス購入に係る経費で1,060万円、5項保健体育費、馬頭運動場受変電設備改修事業は、馬頭運動場の受変電設備改修に係る経費で3,500万円とするものです。

続きまして、6ページをご覧ください。

第3表地方債補正であります。事業費がおおむね確定したことにより変更するもので、地域医療確保事業は、南那須地区広域行政事務組合病院負担金で、発行限度額の確定に伴い、限度額を470万円増額し5,150万円とするもの、農道整備事業は、起債対象事業の精査により限度額500万円を全額減額するもの、道路整備事業は、地方道路交付金事業費及び町道改良舗装事業費の確定により、限度額を3,790万円減額し9,210万円とするもの、消防施設整備事業は、Jアラート専用受信設備整備事業費の確定により、限度額を200万円減額し2,800万円とするもの、美術館整備事業は、馬頭広重美術館大規模改修事業費の確定により、限度額を5,000万円減額し2億2,000万円とするものであります。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

補正予算書の10ページをご覧ください。

11款地方交付税、1項1目地方交付税の補正額は7億3,005万8,000円の増で、普通交付税は、臨時財政対策債振替額の減及び再算定の結果等により増額となったものであります。

15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の補正額は2億412万9,000円の増で、特定個人情報提供電子計算機設置等関連事務交付金は事業費の確定によるもの、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰対応生活応援商品券事業に係るものであります。2目民生費国庫補助金の補正額は980万7,000円の増で、重層的支援体制整備事業交付金、児童虐待・DV対策等総合支援事業費、子ども・子育て支援施設整備交付金、就学前教育・保育施設整備交付金は事業費の確定によるもの、3目衛生費国庫補助金の補正額は36万6,000円の増で、がん検診推進事業費の確定によるもの、4目土木費国庫補助金の補正額は1,928万9,000円の減で、地方道路交付金事業費、道路メンテナンス事業費、地域住宅交付金事業費及び住宅・建築物耐震改修等事業費の確定によるもの、6目教育費国庫補助金の補正額は47万9,000円の減で、小学校、中学校の特別支援教育就学奨励費、情報機器整備費のほか、小学校の架け橋プログラム促進事業費の確定によるものであります。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は240万4,000円の減で、保険基盤安定費の確定によるもの。

11ページに続きます。

2目土木費県負担金の補正額は1,175万1,000円の減で、地籍調査事業費の確定によるものであります。

2項1目総務費県補助金の補正額は4,917万9,000円の増で、生活バス路線運行費は、コミュニティバス運行事業費及びデマンド交通運行事業費の確定によるもの、地域振興支援交

付金は交付額の確定によるもの、2目民生費県補助金の補正額は298万9,000円の増で、重層的支援体制整備事業交付金、子ども・子育て支援施設整備交付金は、事業費の確定によるもの、4目農林水産業費県補助金の補正額は4,480万円の増で、農業委員会活動費は事業費の確定によるもの、新基本計画実装・農業構造転換支援事業費を新たに計上したもの、6目土木費県補助金の補正額は73万3,000円の減で、栃木県民間住宅耐震改修助成事業費及び栃木県民間住宅耐震診断助成事業費の確定によるもの、7目教育費県補助金の補正額は15万5,000円の減で、部活動指導員配置支援事業費の確定によるものであります。

17款財産収入、2項1目不動産売払収入の補正額は2,273万9,000円の増で、部分林の立木売払い収入であります。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は6億8,176万6,000円の減で、地方交付税や繰越金等を増額補正する状況を精査し減額するもの、2目減債基金繰入金の補正額は1億円の減で、地方交付税や繰越金等を増額補正する状況を精査し減額するもの。

12ページに続きます。

6目奨学基金繰入金の補正額は102万8,000円の減で、貸付金の確定によるもの、7目合併振興基金繰入金の補正額は1億897万6,000円の減で、ケーブルテレビ施設光化整備事業費の確定によるもの、8目森林環境整備基金繰入金の補正額は2,000万円の減で、森林環境整備事業費の確定によるものであります。2項1目後期高齢者医療特別会計繰入金の補正額は419万9,000円の増で、令和6年度事業の精算による特別会計からの返納金、2目介護保険特別会計繰入金の補正額は2,188万4,000円の増で、令和6年度事業の精算による特別会計からの返納金であります。

20款繰越金、1項1目繰越金の補正額は9,760万6,000円の増で、前年度繰越金であります。

21款諸収入、5項4目雑入の補正額は102万5,000円の増で、栃木県市町村振興協会市町村交付金、デジタル基盤改革支援補助金、コミュニティバス馬頭烏山線運行事業費、地域公共交通確保維持改善事業費、過年度重層的支援体制整備事業交付金、東日本大震災農業生産対策交付金過年度返還金は、交付額の確定等によるものであります。

13ページに続きます。

22款町債、1項2目衛生債の補正額は470万円の増で、地域医療確保事業債は、南那須地区広域行政事務組合病院負担金に係る発行限度額の確定によるもの、3目農林水産業債の補正額は500万円の減で、起債対象事業の精査によるもの。4目土木債の補正額は3,790万円

の減で、道路整備事業債は、地方道路交付金事業費及び町道改良舗装事業費の確定によるもの、5目消防債の補正額は200万円の減で、消防施設整備事業債は事業費の確定によるもの、6目教育債の補正額は5,000万円の減で、美術館整備事業債は、馬頭広重美術館大規模改修事業費の確定によるものであります。

14ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費の補正額は323万1,000円の減で、議員人件費は年度内に議員数が減少したことに伴い減額するもの、職員人件費は、人事院勧告等に伴う人件費の精査により減額するものであります。

なお、職員人件費の補正につきましては、いずれも人事院勧告等に伴う給与、職員手当、共済費の精査でありますので、以降、説明は一部省略させていただきます。また、一部を除く会計年度任用職員に係る報酬、職員手当等の補正につきましても同様の理由によるものですので、説明は一部省略させていただきます。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は771万3,000円の減で、特別職人件費は人事院勧告に伴い特別職員期末手当を増額するもの、職員人件費を減額するもの、総務管理費は、会計年度任用職員に係る報酬、職員手当等及び共済費の精査により減額するもの、2目文書広報費の補正額は200万円の減で、広報費は広報なかがわ印刷製本費の確定により減額するもの、3目会計管理費の補正額は67万7,000円の増で職員人件費を増額するもの、4目財産管理費の補正額は140万9,000円の増で、町有財産管理費は、馬頭地区部分林管理委員会に対する部分林立木売払収益金交付金を計上するもの、5目防犯交通安全対策費の補正額は15万2,000円の増で、交通指導員費は会計年度任用職員に係る報酬、職員手当等を増額するもの。

15ページに続きます。

6目公共交通確保対策事業費の補正額は2,316万2,000円の増で、デマンド交通、コミュニティバス及び生活バス路線運行事業費の確定により、各運行事業者に対する補助金を増額するものであります。

2項1目企画総務費の補正額は1億2,383万2,000円の減で、職員人件費を減額するほか、行政システム費及び情報システム費は機器保守点検委託料や事務機器借上料等の確定により減額するもの、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金は、ケーブルテレビ施設光化整備事業費の確定により繰出金を減額するもの、2目まちづくり費の補正額は200万円の減で、地域おこし協力隊事業費は、執行の予定がないことから起業支援補助金を減額するもの、4目財政

調整基金等費の補正額は6,734万円の増で、減債基金費は、普通交付税再算定分に算入された臨時財政対策債償還基金費を積み立てるもの、地域振興基金費は地域振興支援交付金を積み立てるもの、公共施設整備基金費は基金の利子分を積み立てるものであります。

3項1目税務総務費の補正額は79万2,000円の減で、職員人件費を減額するものであります。

16ページに続きます。

4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は190万9,000円の減で、職員人件費を減額するほか、電算処理費はシステム改修業務委託料の確定により減額するものであります。

5項2目参議院議員通常選挙費の補正額は309万7,000円の減で、事業の完了によるもの。  
17ページに続きます。

3目町長選挙費の補正額は407万3,000円の減で、事業の完了によるもの、5目町議会議員選挙費の補正額は100万円の増で、令和8年4月に執行予定の町議会議員選挙に係る準備経費を増額するものであります。

6項1目基幹統計調査費の補正額は160万4,000円の減で、調査員報酬など国勢調査等の事業費の確定によるものであります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は2,546万6,000円の減で、健康福祉課分、介護保険分の職員人件費を減額するほか、福祉基金費は基金の利子分等を積み立てるもの、後期高齢者医療費は、事業費の確定により医療費負担金及び後期高齢者医療特別会計繰出金を減額するもの、地域づくり推進事業費は、会計年度任用職員に係る報酬、職員手当等を増額するほか、令和6年度の事業費の確定により国・県への返納金を増額するもの、定額減税不足額給付金事業費は、事業の完了により減額するもの、2目障害者福祉費の補正額は7,204万8,000円の増で、障害者福祉諸費は令和6年度の事業費の確定により国・県への返納金を増額するもの、3目老人福祉費の補正額は57万3,000円の増で、介護保険特別会計繰出金は、事業費の確定により繰出金を増額するもの、老人福祉諸費は令和6年度の事業費の確定により国・県への返納金を増額するものであります。

2項1目児童福祉総務費の補正額は416万円の減で、職員人件費を減額するもの。

19ページに続きます。

2目認定こども園費の補正額は711万7,000円の減で、職員人件費を減額するほか、認定こども園諸費は、午睡監視カメラの導入を見送ったことにより減額するものであります。

3目児童措置費の補正額は29万7,000円の増で、子育て支援センター職員人件費を増額す

るほか、こども家庭センター事業費・児童福祉分は、会計年度任用職員に係る報酬、職員手当等を増額するものであります。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は781万2,000円の減で、健康福祉課分、国保分の職員人件費を減額するもの、2目予防費の補正額は23万1,000円の増で、こども家庭センター事業費母子保健分は、令和6年度の事業費確定により国庫返納金を増額するもの、4目環境衛生費の補正額は994万6,000円の増で、職員人件費を減額するほか、不法投棄等対策費は車両購入費の確定により減額するもの、水道事業費は水道事業会計への負担金を増額するものであります。

20ページに続きます。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会費の補正額は521万2,000円で、農業委員会活動費は、県補助金交付額の確定により農業委員の報酬を増額するもの、2目農業総務費の補正額は136万6,000円の減で職員人件費を減額するものであります。

3目農業振興費の補正額は3,350万6,000円の増で、農業振興諸費は、会計年度任用職員に係る報酬、職員手当等及び那須南農業協同組合の青果物集出荷場再編に係る新基本計画実装・農業構造転換支援事業を増額するほか、事業費の確定により農業用燃油・資材等高騰対策交付金を減額するもの。

21ページに続きます。

4目畜産業費の補正額は4万1,000円の増で、畜産振興事業費は、東日本大震災農業生産対策交付金に係る県への返納金を増額するものであります。6目イノシシ肉加工事業費の補正額は528万8,000円の減で、雇用人数の精査により会計年度任用職員に係る報酬、職員手当等を減額するものであります。

2項2目森林環境整備事業費の補正額は538万2,000円の減で、森林経営管理事業業務委託料の確定により減額するものであります。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は25万5,000円の減で、職員人件費を減額するほか、地域雇用創出事業費は、会計年度任用職員に係る報酬、職員手当等を増額するもの、2目商工業振興費の補正額は2億2,010万3,000円の増で、陸砂利採石監視員設置費は、会計年度任用職員に係る報酬、職員手当等を増額するもの、物価高騰対応生活応援商品券事業費は、物価高騰の影響を受けた生活者を支援するため、町民1人につき1万5,000円分の町内の商店等で使用できる商品券を支給する事業に係る経費を計上するものであります。

22ページに続きます。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は754万6,000円の減で、職員人件費を減額するほか、住宅・建築物耐震改修等事業費は、補助金額等の確定により減額するもの、2目地籍調査費の補正額は1,590万6,000円の減で、職員人件費を減額するほか、地籍調査推進事業は、測量業務委託料等の確定により減額するものであります。

23ページに続きます。

2項3目道路新設改良費の補正額は760万円の減で、地方道路交付金事業費、町道改良舗装事業費は、いずれも各路線の工事請負費等の確定により減額するものであります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は337万1,000円の減で、特別職人件費は、人事院勧告に伴い特別職員期末手当を増額するもの、職員人件費を減額するもの、事務局費は、入学・進学支援金事業費の確定による減額のほか、損害賠償請求の和解に係る弁護士費用及び解決金を増額するもの、奨学金運営費は、貸付額及び返還額の確定により増額するもの、菊池俊男奨学金運営費は支給額及び基金利子分積立額の確定により増額するものであります。

24ページに続きます。

2項小学校費、1目学校管理費の補正額は160万円の増で、学校管理諸費は会計年度任用職員に係る報酬を増額するもの、2目教育振興費の補正額は200万円の減で、教育振興諸費は、就学援助費等の確定により減額するものであります。

3項中学校費、1目学校管理費の補正額は179万円の減で、学校管理諸費は会計年度任用職員に係る報酬を増額するほか、体育館空調設備賃借料の確定により減額するもの、2目教育振興費の補正額は1,215万円の減で、教育振興諸費は部活動地域移行、就学援助費等、事業費の確定により減額するもの。

25ページに続きます。

3目学校施設整備費の補正額は500万円の減で、馬頭中学校施設整備費は、配膳室改修事業費の確定により減額するものであります。

4項1目社会教育総務費の補正額は2,530万4,000円の増で、職員人件費を増額するほか、社会教育推進費は、会計年度任用職員に係る報酬、職員手当等を増額するもの、教育文化基金費は、部分林の立木売払い収入等の積立金を増額するもの、5目美術館費の補正額は3,837万1,000円の減で、職員人件費を増額するほか、美術館管理運営費は、会計年度任用職員に係る報酬、職員手当等を増額するほか、馬頭広重美術館大規模改修事業の確定により減額するもの、6目なす風土記の丘資料館管理運営費の補正額は16万6,000円の減で、職員人件費を増額するほか、なす風土記の丘資料館管理運営費は、会計年度任用職員に係る職員

手当等、費用弁償を減額するものであります。

26ページに続きます。

5項1目保健体育総務費の補正額は872万2,000円の減で、職員人件費を減額するもの、3目給食センター費の補正額は542万4,000円の減で、職員人件費を減額するものであります。

11款公債費、1項1目元金の補正額は454万2,000円の増で、償還期間20年で借入れを行った臨時財政対策債について、10年ごとの利率見直しにより町債償還元金が増額となったものであります。

27ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをご覧ください。

第2表地方債補正であります。ケーブルテレビ事業は、ケーブルテレビ施設光化整備事業費の確定により、限度額を5,000万円減額し3億円とするものであります。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

補正予算書の8ページをご覧ください。

3款国庫支出金、1項1目総務費国庫補助金の補正額は3,646万8,000円の減で、無線システム普及支援事業費等補助金及び放送ネットワーク整備支援事業費補助金は、ケーブルテレビ施設光化整備事業に係る補助対象事業費の確定に伴い減額するものであります。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は9,795万8,000円の減で、ケーブルテレビ施設光化整備事業費の確定等に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1,405万9,000円の増で、前年度繰越金であります。

6款諸収入、1項1目雑入の補正額は3,336万7,000円の増で、令和6年度の消費税及び地方消費税の還付金を計上するものであります。

7款町債、1項1目ケーブルテレビ事業債の補正額は5,000万円の減で、ケーブルテレビ施設光化整備事業費の確定に伴い減額するものであります。

9ページ、歳出に入ります。

1款ケーブルテレビ事業費、1項1目管理運営費の補正額は1億3,877万7,000円の減で、

職員人件費は、人事院勧告等に伴う人件費の精査により増額するもの、ケーブルテレビ施設管理運営費は、ケーブルテレビ施設光化整備事業費の確定等により減額するものであります。

2款公債費、1項2目利子の補正額は177万7,000円の増で、令和6年度分の借入れに係る利子を増額するものであります。

10ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 説明の途中でありますが、ここで休憩いたします。

再開は午後1時45分といたします。

休憩 午後 零時 23分

再開 午後 1時 45分

○議長（益子明美） 再開します。

補足説明を続けます。

住民課長の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（金子洋子） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

6款財産収入、1項1目利子及び配当金の補正額は54万2,000円の増で、財政調整基金利子であります。

8款繰越金、1項1目その他繰越金の補正額は3,598万円の増で、前年度繰越金であります。

9款諸収入、2項6目雑入の補正額は847万8,000円の増で、概算払いにより支払った令和6年度保険給付費の精算金であります。

8ページ、歳出に入ります。

3款国民健康保険事業費納付金、1項1目一般被保険者医療給付費の補正額は58万4,000

円の減で、納付金確定に伴うものであります。

2項1目一般被保険者後期高齢者支援金の補正額は98万円の減で、納付金確定に伴うものであります。

3項1目介護納付金の補正額は188万4,000円の減で、納付金確定に伴うものであります。

6款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金の補正額は2,599万9,000円の増で、国民健康保険事業費納付金等の財源に不足が生じた場合に充当できるよう積立てをするものであります。

8款諸支出金、1項2目保険給付費等交付金償還金の補正額は2,244万9,000円の増で、過年度保険給付費等交付金の精算による返納金であります。

今回の補正では、前年度の返還金に加え、令和5年度特別調整交付金、精神・結核の返還金が977万7,000円で、国民健康保険団体連合会から提供されたデータ誤りにより過大交付された交付金を返還するものです。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料の補正額は637万2,000円の減で、保険料の精査によるものであります。2目後期高齢者医療普通徴収保険料の補正額は834万4,000円の増で、保険料の精査によるものであります。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金の補正額は4万7,000円の増で、後期高齢者健診事業の実績等によるものであります。2目保険基盤安定繰入金の補正額は320万6,000円の減で、負担金の額の確定によるものであります。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は979万7,000円の増で、前年度繰越金であります。

5款諸収入、3項3目後期高齢者健診事業負担金の補正額は34万4,000円の増で、実績の見込みによるものであります。5目一体的実施受託金の補正額は4万6,000円の増で、会計年度任用職員の報酬増によるものです。

8ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は4万6,000円の増で、会計年度任用職員の人事院勧告による報酬の増によるものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は

655万3,000円の増で、保険基盤安定制度負担金の額の確定及び保険料納付金の精査によるものです。

3款後期高齢者健診事業費、1項1目後期高齢者健診事業費の補正額は179万8,000円の減で、実績の見込みによるものと人間ドック受診者増によるものであります。

4款諸支出金、2項1目繰出金の補正額は419万9,000円の増で、前年度繰越金の一般会計への繰出金であります。

9ページは、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書7ページをご覧ください。

事項別明細書により歳入から説明いたします。

3款国庫支出金、2項3目地域支援事業交付金、包括的支援事業、任意事業の補正額は4万9,000円の増で、地域支援事業に係る国負担分の増額であります。5目保険者努力支援交付金の補正額は225万1,000円の増で、保険者努力交付金に係る国負担分……

○議長（益子明美） 休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時51分

○議長（益子明美） 再開します。

課長、お願いいたします。

○健康福祉課長（益子利枝） 失礼いたしました。それでは、初めから説明させていただきます。

続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書7ページをご覧ください。

事項別明細書により歳入から説明いたします。

3款国庫支出金、2項3目地域支援事業交付金、包括的支援事業、任意事業の補正額は4

万9,000円の増で、地域支援事業に係る国負担分の増額であります。5目保険者努力支援交付金の補正額は225万1,000円の増で、保険者努力交付金に係る国負担分の増額であります。6目事業費交付金の補正額は71万5,000円の増で、事業費交付金に係る国負担分の増額であります。

4款支払基金交付金、1項2目地域支援事業交付金の補正額は5万6,000円の増で、過年度精算による追加交付に係る支払基金分の増額であります。

5款県支出金、2項2目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業の補正額は3万5,000円の増で、地域支援事業費に係る県負担分の増額であります。

6款財産収入、1項1目利子及び配当金の補正額は78万6,000円の増で、介護給付費準備基金の利子分であります。

7款繰入金、1項3目地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業の補正額は2万4,000円の増で、一般会計からの繰入金であります。

8ページに移ります。

4目保険料軽減事業繰入金の補正額は1,000円の増で、一般会計からの繰入金であります。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1億6,868万3,000円の増で前年度繰越金です。

9ページ、歳出に移ります。

3款地域支援事業費、3項4目認知症施策推進事業費の補正額は12万8,000円の増で、人事院勧告に伴い、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び勤勉手当を増額するものです。

6款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金の補正額は5,122万4,000円の増で、介護報酬改定や介護サービス等の利用の増加による給付費への影響に備え、積み立てるものです。

8款諸支出金、1項2目償還金の補正額は9,936万4,000円の増で、令和6年度分介護給付費負担金及び地域支援事業費交付金に対する国及び県負担金の精算による返納金です。

2項1目繰出金の補正額は2,188万4,000円の増で、令和6年度分介護給付費、地域支援事業費及び事務費の一般会計繰入金の清算による返納分、令和6年度重層的支援事業費の一般会計繰出金が主なものであります。

10ページは今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で那珂川町介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（高野曜路） 続きまして、水道事業会計補正予算について補足説明を申し上げ

げます。

補正予算書4ページをご覧ください。補正予算実施計画により説明いたします。

収益的収入及び支出の収入であります。1款水道事業収益、2項1目受取利息の補正額は119万9,000円の増で、水道事業会計普通預金に対する受取利息の増によるものです。2目他会計負担金の補正額は2,390万円の増で、人事院勧告に伴う人件費の増及び修繕費の増並びに長期前受金戻入額の精査に伴う減に対する他会計負担金の増によるものです。3目長期前受金の補正額は2,227万円の減で、長期前受金戻入額の精査に伴う減によるものであります。

収益的収入及び支出の支出であります。1款水道事業費用、1項2目配水及び給水費の補正額は1,300万円の増で、修繕費の増によるものです。4目総係費の補正額は181万5,000円の増で、人事院勧告に伴う人件費の増によるものです。5目減価償却費の補正額は402万6,000円の増で、減価償却費の精査に伴う増によるものです。

収入支出の増減に対し不足する収入については、純利益から301万2,000円を充当することといたしました。

続きまして、資本的収入の収入であります。1款水道事業収入、3項1目他会計出資金の補正額は890万円の減で、長期前受金戻入額の減に伴い内部留保資金が増加したことにより他会計出資金を減額するものです。

5ページはキャッシュフロー計算書、6ページからは今回の補正に係る給与費明細書でありますのでご覧いただきたいと思っております。

以上で、那珂川町一般会計補正予算、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算、那珂川町国民健康保険特別会計補正予算、那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算、那珂川町介護保険特別会計補正予算並びに那珂川町水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示してください。

質疑はありますか。

8番、小川正典議員。

○8番（小川正典） それでは、一般会計21ページ、6款1項2目の商工業振興費でございます。

物価高騰対応生活応援商品券事業では2億2,000万円が計上されております。この詳細と、

町民の皆さんが非常にこれを期待している、那珂川町は一体どうしてくれるんだという質問もいろいろ私のところに問合せが来ております。この詳細について、商品券の配布時期等々、決定していればお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

物価高騰対応生活応援商品券事業につきましては、補正予算の計上ということで、昨日の新聞でも出ましたとおり、町民1人当たり1万5,000円分の商品券を全員に配布するという事業でございます。

配布時期につきましては、ただいま郵便局のほうと話し合いをしているところでして、4月中に配布できるように鋭意努力しているところでございます。

そこまでが一応確定しているところということで、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 8番、小川正典議員。

○8番（小川正典） 今の答弁ですと郵便物として配布するということですから、待っていれば4月頃には届くという考えでよろしいんですね。了解しました。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありますか。

12番、小川洋一議員。

○12番（小川洋一） 一般会計、20ページです。

農業費、農業振興費3,350万6,000円、これは農協の集荷場の補助金というわけですが、那須南農協、今大桶の後ろのほうに建てるとのことなんですけれども、この補助金というのは、那珂川町とおそらく那須烏山にもあると思うんですけれども、その那珂川町に対しての3,000万、この算定方式というのはあるんでしょうか。その1点だけお願いします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの農協の集出荷場の整備に係る補助金なんですけれども、内容的には今年度の事業費のうち2分の1につきましては国・県補助で対応して、そのほか県で若干上乘せがあるんですけれども、そういった事業費になりますので、町のほうの上乗せは、今年度に関してはなしという事業になります。

一応歳入で、県補助金の中で、11ページ、新基本計画実装・農業構造転換支援事業費ということで3,960万9,000円計上されているもの、これがそっくりそのまま歳出で補助金として支出されるものでございます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 12番、小川洋一議員。

○12番（小川洋一） 大体分かりますけれども、集荷場の総工費というのは幾らぐらいかかるんでしょうか。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

現時点で農協のほうから提示された金額につきましては、令和7年度の事業費といたしましては7,300万円ちょっとです。それと、令和8年度で5億6,100万ほど計上されています。令和7年度につきましては設計関係、令和8年度に関しましては実際の本体工事の事業費となります。

以上でございます。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

なお、討論に当たっては、反対する会計名をお示してください。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第15号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第7号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和7年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和7年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和7年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和7年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第4号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和7年度那珂川町水道事業会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第26、議案第21号 第3次那珂川町総合振興計画基本構想及び前期

基本計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第21号 第3次那珂川町総合振興計画基本構想及び前期基本計画の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

今年度をもって、第2次那珂川町総合振興計画の計画期間が終了することから、今後の町政運営を総合的かつ計画的に進めるため、令和8年度から令和17年度までの10か年を計画期間とする第3次那珂川町総合振興計画を策定するもので、10か年の基本的な方針を示した基本構想、令和12年度までの前期5か年の取組を示した前期基本計画につきまして、地方自治法第96条第2項及び那珂川町議会基本条例第9条の規定により、その内容を説明申し上げ、提案するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 補足説明を申し上げます。

まず、目次をご覧ください。

第3次那珂川町総合振興計画は、第1部、総論、第2部、基本構想、第3部、前期基本計画、第4部、第3期総合戦略の4部構成といたしました。

本計画においては、前期基本計画の重点プロジェクトを総合戦略と明確に位置づけ、総合戦略についても一括管理していくことといたしました。

2ページをご覧ください。

第1部、総論では、計画策定の背景・目的から、まちづくりの課題までの各項目の内容を整理し、計画策定の意義を提示しております。

第1章、なかがわ「わくわく」プラン2035とはでは、計画策定の背景と目的、計画の構成と期間、計画策定で重要視したことなどの基本的事項について、4ページにかけてまとめました。

5ページをご覧ください。

第2章、那珂川町の特性と課題では、26ページにかけて、統計資料やアンケート結果により、町の現状分析、現状把握及び課題の抽出、整理を行ったもので、26ページをご覧いま

す、まちづくりの課題について、人口減少の抑制による活力ある那珂川町の維持を最重要課題として掲げたほか、6項目の分野別の課題に整理いたしました。

32ページをご覧ください。

ここからは、第2部、基本構想で、第1章、那珂川町の将来像では、総論を踏まえ、まちづくりの基本姿勢を3点にまとめ、33ページに続きまして、「なかがわの 輝きとうるおいにみちあふれた わくわくするまち」を将来像に掲げました。

34ページをご覧ください。

第2章、計画の体系と方針、1、計画の体系では、最重要目標である人口減少の抑制に対し、これにアプローチする6つの基本目標を各種アンケートや町の課題から設定いたしました。

1点目、安全で美しい生活環境のまち、2点目、やさしく健やかな健康・福祉のまち、3点目、人と文化が輝く子育て・教育のまち、4点目、にぎわいと活力あふれる産業のまち、5点目、未来への都市基盤が整ったまち、6点目、みんなで作るみんなのまちの6件の基本目標に対し、それぞれ基本施策を設定し、それらを体系図として示しました。

基本目標ごとの方針につきましては、35ページから38ページに記載いたしました。

40ページをご覧ください。

ここからは、第3部、前期基本計画で、基本構想で示した基本目標を章に設定し、基本施策ごとに現状と課題、主要施策、成果指標の3項目により、見開きで全体像が分かる構成といたしました。

成果指標については、令和6年度の実績値を基準とし、前期基本計画最終年度となる令和12年度の目標値を設定しました。

第1章、安全で美しい生活環境のまちでは、1-1 消防・防災、1-2 交通安全・防犯、1-3 環境・景観保全、1-4 循環型社会、1-5 上下水道の5件の基本施策について、49ページにかけてまとめました。

50ページをご覧ください。

第2章、やさしく健やかな健康・福祉のまちでは、2-1 高齢者支援、2-2 障がい者支援、2-3 地域福祉、2-4 保健・医療、2-5 保険・年金の5件の基本施策について、59ページにかけてまとめました。

60ページをご覧ください。

第3章、人と文化が輝く子育て・教育のまちでは、3-1 子育て支援、3-2 学校教育、

3-3 社会教育、3-4 スポーツ、3-5 文化芸術・文化財の5件の基本施策について、69ページについてまとめました。

70ページをご覧ください。

第4章、にぎわいと活力あふれる産業のまちでは、4-1 観光、4-2 農林水産業、4-3 商工業、4-4 雇用対策の4件の基本施策について、79ページにかけてまとめました。

80ページをご覧ください。

第5章、未来への都市基盤が整ったまちでは、5-1 土地利用・市街地整備、5-2 道路・公共交通、5-3 公園、5-4 住宅、5-5 移住・定住、5-6 デジタル化・情報発信の6件の基本施策について、91ページにかけてまとめました。

92ページをご覧ください。

第6章、みんなでつくるみんなのまちでは、6-1 町民参画・協働、6-2 地域コミュニティ、6-3 地域間交流・連携、6-4 多様性社会、6-5 行財政運営の5件の基本施策について、101ページにかけてまとめました。

102ページをご覧ください。

第7章、前期5年間の重点プロジェクトでは、第6章までに示した主要施策のうち、特に重点的・戦略的に取り組む施策を重点プロジェクトとして、「子育てしやすく誰もが安心して暮らせる生活空間創生プロジェクト」「稼げる産業と魅力ある職場づくりプロジェクト」「那珂川町ファンの拡大と情報発信力強化プロジェクト」「未来への基盤整備と連携・協働体制強化プロジェクト」の4件に整理し、第4部、第3期総合戦略の柱に位置づけ、積極的に推進することとしました。

106ページをご覧ください。

ここからは、第4部、第3期総合戦略で、第1章、第3期総合戦略の基本的な考え方では、基本的事項である、1、総合戦略の位置づけ、2、総合戦略の構成、3、総合戦略の検証・改善について、4、国の地方創生に関する動向について、110ページにかけて記載いたしました。

111ページをご覧ください。

第2章、第3期総合戦略の体系では、国の地方創生に関する総合戦略を踏まえ、前期基本計画の重点プロジェクトについて、戦略の柱として整理いたしました。

1件目の戦略の柱「子育てしやすく誰もが安心して暮らせる生活空間の創生」では、1-1 子育て支援と子どもの教育環境の充実、1-2 防災力の強化と地球温暖化対策の推進、

1－3 保健・医療体制と支え合う地域福祉体制の充実の3点を主な取組としてまとめました。

2件目の戦略の柱「稼ぐ産業と、魅力ある職場づくり」では、2－1 農林水産業の維持と新たな展開、2－2 商工業の活性化と雇用対策の推進の2点を主な取組としてまとめました。

3件目の戦略の柱「那珂川町ファンの拡大と情報発信力の強化」では、3－1 観光機能の強化と関係人口の拡大、3－2 移住・定住の促進と町全体の情報発信力の強化の2点を主な取組としてまとめました。

4件目の戦略の柱「未来への基盤整備と連携・協働体制の強化」では、4－1 DXの推進と道路・公共交通の充実・公共施設の適正管理、4－2 多様な主体との連携・協働体制の強化の2点を主な取組としてまとめました。

112ページ以降は、第3章、戦略の柱ごとの取り組みですが、こちらは前期基本計画から主要施策を抜粋して記載したものですので、説明は省略いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号 第3次那珂川町総合振興計画基本構想及び前期基本計画については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第27、議案第22号 那珂川町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第22号 那珂川町過疎地域持続的発展計画の変更について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年に策定した那珂川町過疎地域持続的発展計画の計画期間が令和8年3月に期限を迎えることから、町計画策定の指針となる栃木県過疎地域持続的発展方針に基づき、計画期間を令和8年度から令和12年度とするほか、所要の変更を行うものであります。

計画の変更につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、議会の議決を要するものであることから、その内容を説明申し上げ、提案するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付しました参考資料をご覧ください。

1、変更の理由についてであります。本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び栃木県過疎地域持続的発展方針に基づき策定しており、今回、令和7年12月に県方針が見直されたことから、町においても県方針との整合を図るため、計画期間を延長するほか、所要の変更を行うものであります。

3、変更の内容ですが、主な変更点の1点目は、1ページの冒頭に「はじめに」を追加し、計画策定の趣旨を記載することといたしました。

2点目は、10ページの（4）持続的発展のための基本方針に記載された那珂川町持続的発展基本方針について、第3次那珂川町総合振興計画基本構想に定めた将来像及び6つの基本目標に変更し、町総合振興計画との連携の下、過疎地域の課題解決に向け、持続可能な地域社会の形成に努めることといたしました。

3点目は、同じく10ページの(5)持続的発展のための基本目標の表に記載された現状値について時点修正するとともに、新たな目標値を設定いたしました。

4点目は、11ページの(7)計画期間について、栃木県過疎地域持続的発展方針に基づき、「令和8年度から令和12年度まで」と変更いたしました。

これらの変更点のほかには、国が示す過疎地域持続的発展市町村計画作成例により、図表やグラフ、文言等について時点修正等を実施いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、小川正典議員。

○8番（小川正典） それでは、51ページの過疎地域持続的発展特別事業事業計画、令和8年度～12年度と載っていますけれども、その一番上でございます「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」ということで、移住定住モニターツアー事業並びに田舎暮らしプロモーション事業、これの備考の中に、期待できる効果ということで、「移住定住につながり、人口増加が期待される」と期待されてございます。

この2つの事業をやって、過去に移住定住された方は何名おいでになるのかについてお伺いしたいと思います。

その下の地域おこし協力隊事業については、移住定住され、あるいは起業を行ったり、また農業等で活躍されている方がたくさんいるというふうに聞いておりますけれども、どうもその2点についてはあまり実績がないというふうに伺っていますけれども、それが本当なのかどうか、その辺についてお伺いします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えします。

今回の計画の変更とは、質問のあった事項については、変更している項目ではございませんけれども、これまでの取組といたしまして、モニターツアー、プロモーション事業を実施してきたわけでございます。そこから移住につながった人数ということでもありますけれども、現在において直接それを要因として移住につながったかというのは、確認できる人数についてはございません。

ただ、これはモニターツアーを通じて、移住につながらずとも交流人口の増加という部分

での効果は大いにあったのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 8番、小川正典議員。

○8番（小川正典） つながったのではなかろうかと、確かにそうだろうというふうに思います。ですから、この2つの事業については積極的に展開していただいて、やはり移住定住の人口を増やしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号 那珂川町過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり決すること  
に異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第28、議案第23号 那珂川町新町建設計画の変更についてを議題と  
します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 益子純恵登壇]

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第23号 那珂川町新町建設計画の変更について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成17年に策定した那珂川町新町建設計画の計画期間が令和8年3月に期限を迎えることから、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律に基づき計画期間等を変更するものであります。

計画の変更につきましては、市町村の合併の特例に関する法律の規定により、議会の議決を要するものであることから、その内容を説明申し上げ、提案するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付しました参考資料をご覧ください。

1、変更の理由ですが、那珂川町新町建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づき、旧馬頭町、旧小川町の2町合併による新たなまちづくりの基本方針を示すものとして、平成17年に策定されたものであります。その後、平成30年4月に東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が成立し、被災市町村である当町の場合、合併特例債が令和12年度まで発行可能とされました。

現計画の計画期間は令和7年度までとされていますが、東日本大震災の影響等により実施が遅れている事業に対して、有利な合併特例債を効果的かつ効率的に活用するため、計画期間等、所要の変更を行うものであります。

3、変更の内容ですが、1点目は、1ページ、1、計画の策定方針、（5）計画の期間について、平成17年度から令和12年度までの26か年とし、計画期間を5か年延長するものであります。

2点目は、20ページ、④公園緑地整備・主要事業について、公園緑地の整備充実を追加し、令和6年度より実施している馬頭公園整備事業に、引き続き合併特例債を活用することとしました。

3点目は、32ページから33ページ、財政の見通しについて、歳入・歳出の各費目の見通しを時点修正いたしました。

4点目は、34ページから35ページ、新町財政計画について、決算確定年度の金額を時点修正したほか、令和12年度まで財政計画を延長いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） すごく気になって質問するんですけども、31ページ、公共施設の適正配置と整備というところで、この写真と、それから文章の「小川町役場を当面総合支所として活用します」というようなところがあったりして、これは最初の計画にはもちろんあったんでしょけれども、今後新しい計画に直すときに何か問題にならなかったんでしょか。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えいたします。

この新町建設計画は、先ほど申したとおり、平成17年に策定したものでありまして、その後期間の延長、これで2回目となるかと思いますが、するものでございます。

計画の期間の延長のほか、事業の内容等について修正することはございますけれども、それ以外の基本的な事項については策定当時のまま維持するというところでございますので、ご質問の事項につきましても策定当時の内容としたものでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号 那珂川町新町建設計画の変更については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第29、議案第24号 第3期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業（整備工事）請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第24号 第3期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業（整備工事）請負契約の変更契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本契約の変更は、令和7年7月に議決いただきました第3期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業（整備工事）について、工事費を3,998万5,000円減額し、請負金額を7億9,676万3,000円とするものであります。

今回の変更は、新規加入者に係る工事等が当初設計に対し減少したため、契約額の変更を行うものであります。つきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付しました参考資料をご覧ください。

変更契約の概要につきまして、まず、1、内容、（1）当初契約ですが、①工事名は、第3期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業（整備工事）、②契約の方法は、一般競争入札、③契約金額は8億3,674万8,000円、④契約の相手方は、大阪府大阪市港区磯路2-21-1、日本電通株式会社、代表取締役社長、川副和宏であります。

（2）変更契約の内容ですが、①変更請負金額は7億9,676万3,000円で、②3,998万5,000円の減額となります。

2、主な変更理由についてですが、小川地区の新規加入者工事が、当初設計に対し減少する見込みとなり、FM音声告知機を設置する宅内工事及び幹線と個人宅を接続する引込工事を減工することとしたため、変更契約を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号 第3期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業（整備工事）請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第30、議案第25号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第25号 まほろばの湯湯親館等の施設に係

る指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、まほろばの湯湯親館、那珂川町ふるさとロッジ、那珂川町ふるさと交流館及び那珂川町営温泉源泉施設について、株式会社まほろばおがわを指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定についてをご覧ください。

まず、指定管理者に管理を行わせる施設の名称は、まほろばの湯湯親館、那珂川町ふるさとロッジ、那珂川町ふるさと交流館、那珂川町営温泉源泉施設になります。

住所につきましては、記載のとおりになります。

主な施設の概要につきましても記載のとおりとなりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、2の指定管理者に指定する法人は、栃木県那須郡那珂川町小川1065番地、株式会社まほろばおがわ、代表取締役、小松重隆となります。

次に、3の指定の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間になります。

次に、4の指定管理者が行う業務の範囲ですが、施設及び設備等の維持管理等に関する業務については、施設を正常に使用できる状態の維持など記載の7項目、その他として、緊急時の対応策など記載の4項目となります。

次に、5の利用料金収入等の取扱いについてですが、利用料金制度を採用し、条例の範囲内で利用料金を規定して収入として収受、管理運営に充当するなど、3項目となります。

次に、6の指定管理料ですが、施設の管理に必要な経費として、年額2,000万円を限度に協定で定め、指定管理者に支払うこととします。

次に、7の候補者選定の経緯ではありますが、募集方法は、那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第2項及び同条例施行規則第4条第2項の規定により、非公募としております。

令和8年1月13日に申請書を受け付け後、書類審査により審査した結果、株式会社まほろばおがわは、まほろばの湯湯親館等を管理運営するため、町のほか、商工会、農協などが出資して設立した会社であり、平成14年の開館から長期間にわたり管理運営を行ってきた実績

を踏まえまして、効率的かつ効果的な公共サービスが見込まれると判断いたしまして、指定管理候補者として選定いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、小川正典議員。

○8番（小川正典） 指定管理者が、まほろばおがわということで、非常に頑張っておられるなというふうには思うんですけども、当初の話ですと自社で努力をして、費用をどんどん減らしていくんだというようなお話がありました。しかし、前回は全協でお話がありましたように増えているということで、実際、人数も増えている、事業もいろいろと努力をされているというふうに見ているわけですけども、その中で、金額が増えてしまうというのは何か欠点があるのか、それともお湯のくみ上げ等々の費用がどうしても深いということにかかってしまうのか、その辺の要因についてお分かりになればご説明いただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

こちら、まほろばおがわにつきましては、入館者数も増えて、収入も若干伸びてはいるんですけども、それ以上に近年の人件費の高騰、あと物価高騰により経費が増えているということを要因といたしまして、いわゆる指定管理料が今回のように増えたというふうになっております。

以上でございます。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） このまほろばおがわについては、資本金3,000万のうちの2,000万を町が出資している、それでずっとやってきたわけですけども、令和3年度から指定管理料というのを支払うようになって、今年度まで年間1,600万円までということで、来年度は2,000万ということなんですけれども、このままずるずると増やしていったいいのかなというのを考えるんですが、最後のところの選定理由のところ、「効率的かつ効果的な公共サ

ービスが見込まれる」と書かれているんですが、それと2,000万円との関係、お金をどんどんつぎ込めばこうなるのか、お金をつぎ込まないように努力する中で、効率的かつ効果的な公共サービスができるように努力するのか、その辺のところはいかがなんでしょうか。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらに記載されています効率的かつ効果的な公共サービスというのは、常々まほろばおがわさんと町のほうで話し合いをして進めているところなんですけれども、先ほどから言いますとおり、最近の人件費の高騰、物価の高騰がどうしてもそれを上回るペースで発生しているため、指定管理料につきましても今回増額とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） ですから、今年度までの1,600万では足りない、それを増やしていかないと、効率的かつ効果的な公共サービスができないのか、それともそれはなしにして、それは考えずに努力しているのかという、その辺のところの関係を聞いているんです。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

効率的かつ効果的な運営を目指して常々努力しているところなんですけれども、それでもやはり最近の物価高騰により経費が増大している中で、この金額になってしまったということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 物価高騰とか人件費の高騰とか、そういうことはこれからもあり得ると思うんです。だから、そのときに応じてどんどん指定管理料を上げていくのか、そういうつもりなのかどうなのか、それとも内部でどれだけの人数が必要で、どれだけの事業をやっていくのかというのもきちんと決めるとか、例えばこのまほろばおがわは、食事なんかも提供していますよね。そういうのがうまくいかないということであれば、そういう部門を切るとか、例えばですよ、そういうことも併せて、これからどうしようということを考えているのか、それとも、もう今のままずっと続けて足りないものはもらう、町から出資してもらうというふうにしていくつもりなのかどうなのでしょうか。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

このように経費の削減については常日頃努力はしているんですけども、先ほどから何度も言うように、物価高騰等の影響でなかなかそれが実を結ばないでありますから、やはり考えてみれば、入館者数を増やして、歳入を少しでも増やして、この赤字幅を減らせるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 答弁漏れはありますか。

〔発言する人あり〕

○議長（益子明美） 3回終わっているので、申し訳ありませんが質疑は終了といたします。

ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は午後3時5分といたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時05分

○議長（益子明美） 再開します。

---

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第31、議案第26号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第26号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターに係る指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターについて、株式会社グッドスタッフを指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターに係る指定管理者の指定についてをご覧ください。

まず、指定管理者に管理を行わせる施設の名称は、那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターになります。住所につきましては記載のとおりとなります。主な施設の概要につきましても記載のとおりとなりますので、ご確認をお願いします。

次に、2の指定管理者に指定する法人は、熊本県菊池郡大津町室686番地1、株式会社グッドスタッフ、代表取締役、日野源男となります。

次に、3の指定の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間になります。

次に、4の指定管理者が行う業務の範囲ですが、施設及び設備等の維持管理等に関する業務については、施設を正常に使用できる状態の維持など記載の7項目、その他として緊急時

の対応策など記載の4項目となります。

次に、5の利用料金収入等の取扱いについてですが、利用料金制度を採用し、条例の範囲内で利用料金を規定して収入として収受、管理運営に充当するなど3項目となります。

次に、6の指定管理料ですが、施設の管理に必要な経費として年額1,920万円を限度に協定で定め、指定管理者に支払うこととします。

次に、7の候補者選定の経緯であります。募集方法は、那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項及び同条例施行規則第3条の規定による公募であります。

応募のあった1事業者を対象に、令和8年1月19日に選定委員会を開催し、応募書類、事業者からのプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行いました。その結果を受けて、指定管理者の候補者として、株式会社グッドスタッフを選定いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川侯義雅議員。

○6番（川侯義雅） このゆりがねの湯も、町にとっては大切な宝だと思うんです。ということで、できれば1つの業者が何年もキャリアを重ねてよりいい温泉にしていってほしいなというふうに、私個人としては思うんですが、現実としてはよく替わるということで、質問は、グッドスタッフというのはどういう会社なのかということと、それから選定理由に優れた提案というのがありますけれども、優れた提案とは具体的にどういうことなのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

グッドスタッフなんですけれども、こちらにつきましては主に人材派遣業を執り行っている会社でして、そのほか施設の管理とかをやっておりまして、九州地方を中心に公共の温泉浴場11か所の指定管理を受けています。近辺ですと、群馬県で2施設、福島県で1施設というような形で、公衆の温泉浴場の指定管理を行っております。

また、優れた提案ということなんですけれども、それにつきましては、プレゼンテーションの中でお話がありましたが、源泉の湧出量に余裕があるのであれば、源泉かけ流しをする

ことでろ過機等の経費を縮減できればというようなご提案がありましたので、それについて一応検討してみたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターに係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第32、議案第27号 那珂川町まほろばキャンプ場施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第27号 那珂川町まほろばキャンプ場施設に係る指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町まほろばキャンプ場について、特定非営利活動法人キャリアコーチを指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会

の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町まほろばキャンプ場施設に係る指定管理者の指定についてをご覧ください。

まず、指定管理者に管理を行わせる施設の名称は、那珂川町まほろばキャンプ場になります。住所については記載のとおりとなります。主な施設の概要につきましても、記載のとおりとなりますのでご確認をお願いします。

次に、2の指定管理者に指定する法人は、栃木県大田原市若草一丁目832、特定非営利活動法人キャリアコーチ、理事長、高木雄大となります。

次に、3の指定の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間になります。

次に、4の指定管理者が行う業務の範囲ですが、施設及び設備等の維持管理等に関する業務については、施設を正常に使用できる状態の維持など記載の7項目、その他として緊急時の対応策など記載の4項目となります。

次に、5の利用料金収入等の取扱いについてですが、利用料金制度を採用し条例の範囲内で利用料金を規定して収入として收受、管理運営に充当するなど3項目となります。

次に、6の指定管理料ですが、施設の管理に必要な経費として、年額285万円を限度に協定で定め、指定管理者に支払うこととします。

次に、7の候補者選定の経緯ではありますが、募集方法は、那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項及び同条例施行規則第3条の規定による公募であります。

応募のあった1事業者を対象に、令和8年1月19日に選定委員会を開催し、応募書類、事業者からのプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行いました。その結果を受けまして、指定管理者候補者として、特定非営利活動法人、キャリアコーチを選定いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 先ほどと同じように、このキャリアコーチというのはどういう会社なのか、それから同じように優れた提案だったということですからけれども、具体的にどういうことなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらのキャリアコーチさんなんですけれども、書いてあるとおり特定非営利活動法人ということで、若者の就労支援などを展開している会社になります。

優れた提案ということなんですけれども、これにつきましてもキャリアコーチさんにおかれましては、今年度からグリーンヒルのほうのキャンプ場の管理運営を指定管理として実施されております。町内同じ業種で2か所でやることで、人員等の合理化を図り、少ないスタッフで施設の運営ができるというご提案がございましたので、そういった点で優れた提案というふうに判断させていただきました。

以上でございます。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号 那珂川町まほろばキャンプ場施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号～議案第34号の一括上程、説明

○議長（益子明美） 日程第33、議案第28号 令和8年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第34、議案第29号 令和8年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第35、議案第30号 令和8年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第36、議案第31号 令和8年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第37、議案第32号 令和8年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第38、議案第33号 令和8年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、日程第39、議案第34号 令和8年度那珂川町下水道事業会計予算の議決について、以上7議案は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第28号から議案第34号、令和8年度那珂川町一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計予算を提案するに当たり、町政執行に当たって所信の一端を申し述べますとともに、予算案の要旨について説明申し上げます。

国の令和8年度一般会計予算であります。経済財政運営と改革の基本方針2025において、地方創生2.0の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及、定着、官民連携による投資の拡大、少子化対策、子ども政策の着実な実施など、重要な政策課題について必要な予算を講じてまいります。

栃木県の令和8年度当初予算におきましては、中期的な視点に立った財政運営を基本にしつつ、行革プランに掲げた取組を実行しながら、とちぎ未来創造プランに続く次期プランに掲げる重点施策を積極的に展開する予算として、前年度比3.9%増の9,606億8,000万円となっております。

本町の令和8年度当初予算につきましては、私が町長に就任してから最初の新年度予算編成となりますが、私がこれまで訴えてきた「将来を担う子どもたちが活躍できる力を育む」「馬頭高校の存続に官民一体で取り組む」「町の情報発信力の強化に取り組む」「日常生活を快適に過ごすための支援に取り組む」「安全・安心に暮らし続けるために交通網の整備等

に取り組む」「町の産業と地域コミュニティーの発展」「地域医療と福祉の充実」「那珂川町であり続けるための人口減少対策」の8項目について、私のまちづくりに対する思いを今年度策定を進めてまいりました第3次那珂川町総合振興計画に盛り込み、将来像の実現に向けて積極的に各種施策を推進していく予算を計上いたしました。

また、予算編成においては、町の厳しい財政状況を踏まえ、事業の平準化に努めるとともに、前例や既成概念にとらわれず、必要性、緊急性、費用対効果を厳正に検証しつつ、限られた財源を有効に活用する観点から、全ての事業の成果を厳しく検証し、町民の負託に応える施策の展開のための財源を確保し、持続可能で強固な予算編成に取り組んでまいりました。

令和8年度の主な事業といたしましては、馬頭公園再整備事業や、総合体育館空調設備改修事業のほか、新規の事業としまして、那珂川町高校生等通学支援金事業や、AIデマンド交通システム導入事業、小・中学校学校教材費助成事業などを実施する経費を計上いたしました。その結果、一般会計、各特別会計、各企業会計とを合わせた予算額は154億8,644万4,000円となり、前年度と比較して9億1,553万4,000円、5.6%の減となりました。

それでは、予算の主な内容について説明申し上げます。

まず、一般会計の予算額であります。96億9,000万円で、前年度と比較すると1,000万円、0.1%の増となりました。

一般会計の歳入であります。町税は、個人住民税において、給与所得や農業所得が増大傾向にあること、入湯税において入湯客数が増加傾向にあることから、6,200万円の増額といたしました。

地方交付税は、普通交付税において、人事院勧告による人件費の増や物価高騰に伴う行政運営経費の増加分が基準財政需要額に反映されていること、また、近年の交付実績を考慮し1億9,000万円の増額としました。

使用料及び手数料は、馬頭広重美術館の大規模改修事業が完了し、美術館が再開することなどによる使用料の増を見込み1,628万円の増額としました。

国庫支出金は、障害者自立支援事業費や道路メンテナンス事業費などの増により3,814万円の増額としました。

県支出金は、和見地区圃場整備事業に係る地域支援交付金の減や、農業用ため池改修等に係る農村地域防災減災事業費の増により856万3,000円の減額としました。

財産収入は、利率の上昇による各種基金利子の増を見込み1,821万7,000円の増額としました。

繰入金は、事業の確実な推進と、町財政の健全な運営を総合的に考え、財政調整基金のほか、地域振興基金等の特定目的基金からの繰入れを行うこととし、17億2,484万7,000円を計上いたしました。

町債の発行額につきましては、地方道路交付金事業や町道改良舗装事業のほか、消防施設整備事業、公園整備事業、保健体育施設整備事業などに充当するため、交付税への算入率の高い過疎対策事業債や合併特例債などを活用することとし5億8,050万円を計上いたしました。

続きまして、令和8年度予算の主要施策について、主な事業や新規事業などを中心に、説明資料により説明いたします。

説明資料の4ページをご覧ください。

まず、1、安全で美しい生活環境のまちであります。が、(1)消防・防災のうち、災害対策費では、孤立可能性集落の防災力強化に係る経費を計上いたしました。(3)環境・景観保全のうち、低炭素まちづくり推進設備等導入事業費では、電気自動車、太陽光発電、高効率給湯器及び木質バイオマス暖房設備等への補助金を計上いたしました。

5ページに移ります。

(4)循環型社会のうち、ごみ収集運搬業務費では、ごみの収集運搬業務に係る経費のほか、リチウム蓄電池の回収に係る経費を計上いたしました。

6ページに移ります。

2、やさしく健やかな健康・福祉のまちの(3)地域福祉のうち、地域づくり推進事業費では、分野を問わない相談支援など、他機関協働による支援を実施するための重層的支援体制の整備に必要な経費を計上いたしました。(4)保健・医療のうち、健康づくり費では、屋内水泳場を活用した那珂よし健康ポイント事業に係る経費を計上いたしました。

3、人と文化が輝く子育て・教育のまちの、(1)子育て支援のうち、認定こども園諸費では、乳児等の通園支援のための経費や、認定こども園の照明のLED化に係る経費を計上したほか、7ページに移りまして、こども家庭センター事業(母子保健分)では、妊婦歯科健診費用の助成や父親支援事業に係る経費など、母子保健事業に係る必要な経費を計上いたしました。

(2)学校教育のうち、小・中学校管理諸費では、各小・中学校の学校図書蔵書システムの導入に係る経費や、各小学校の体育館空調設備設置工事に係る設計業務を計上したほか、8ページに移りまして、学校給食センター管理運営費では、施設の蒸気配管改修工事に係る経費を計上しました。

(4) スポーツのうち体育振興費では、スポーツ教室を開催するための経費や、中学校の部活動地域移行に向けた経費を計上したほか、体育施設維持管理費では、総合体育館の空調設備を改修するための工事費を計上いたしました。

4、にぎわいと活力あふれる産業のまちの、(1) 観光のうち観光施設管理費では、各観光施設等の管理運営費を計上したほか、9ページに移りまして、観光諸費では、イベント出店事業や、ラジオ放送を活用した情報発信事業など観光PRに係る経費を計上いたしました。

(2) 農林水産業のうち、農業振興諸費では、農業振興に係る補助金や地産地消学校給食事業に係る経費を計上したほか、木材需要拡大事業費では、引き続き八溝材の利用拡大と移住定住の促進のための経費を計上するとともに、森林環境整備事業費では、里山管理業務のための経費を計上いたしました。

(3) 商工業のうち、商工業振興費では、農業・商工・観光連携の下、地元特産品のブランド化を推進するほか、商店街の活性化のため地元消費喚起対策のための経費を計上いたしました。

10ページに移ります。

5、未来への都市基盤が整ったまちの(2) 道路・公共交通のうち、公共交通確保対策事業費では、デマンド交通やコミュニティバス等の運行に係る経費のほか、AIデマンド交通システム導入のための経費を計上いたしました。

(3) 公園の公園管理費では、公園の維持管理に係る経費のほか、馬頭公園の再整備工事に係る経費を計上いたしました。

(4) 住宅のうち町営住宅等管理費では、町営住宅等長寿命化計画策定業務に係る経費のほか、町営松ヶ丘3号棟の解体工事に係る経費を計上いたしました。

(5) 移住・定住のうち、移住定住促進事業費では、地域資源情報バンクサイトの管理運営に係る経費のほか、町内在住の高校生等に対する通学支援に係る経費を計上いたしました。

11ページに移ります。

6、みんなでつくるみんなのまちの、(3) 地域間交流・連携のうち、総務管理費の友好都市交流事業では、秋田県美郷町に教育関係者やスポーツ推進委員を派遣して視察交流を実施する経費を計上したほか、国際交流事業費では、青少年海外体験学習派遣やホースヘッズ村交流事業に係る経費を計上いたしました。

(5) 行財政運営では、庁舎や町有財産の管理に係る経費のほか、地域おこし協力隊に係る経費やふるさと納税に係る経費を計上いたしました。

12ページに移ります。

特別会計及び企業会計について説明いたします。

ケーブルテレビ事業特別会計であります。ケーブルテレビ施設光化整備事業が完了したため、指定管理者業務委託料や道路改良工事に伴うケーブル移設工事に係る経費が主なものであります。

国民健康保険特別会計であります。保険給付費や国民健康保険事業納付金のほか、保健事業に係る経費が主なものであります。

後期高齢者医療特別会計であります。後期高齢者医療広域連合納付金のほか、健診事業に係る経費が主なものであります。

介護保険特別会計であります。介護サービス給付、介護予防サービス給付、地域支援事業の一般介護予防事業及び包括的支援事業に係る経費が主なものであります。また、年齢を重ねても自立した暮らしを続けていくための健康づくりを推進するため、通いの場を創設し、脳活事業を実施するための経費や、新たにフレイル健診、介護予防講演会に係る経費を計上いたしました。

13ページに移ります。

水道事業会計であります。原水設備及び配水設備の維持管理や建設改良に係る経費が主なものであります。

下水道事業会計であります。公共下水道や農業集落排水における施設の維持管理や管路耐震補強工事に係る経費が主なものであります。

以上、各会計の予算につきまして、その大要を申し上げましたが、今後も予算の執行に当たりましては、現在の厳しい財政状況を認識し、経常経費の節減、事務事業の見直しなど、行財政改革を積極的に推進することとし、全職員が一丸となって努力してまいり所存でありますので、議員の皆様におかれましても、建設的なご意見、ご提言など、町政発展のためご協力賜りますようお願い申し上げます、令和8年度予算の提案説明とさせていただきます。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

---

#### ◎予算審査特別委員会の設置、付託

○議長（益子明美） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第28号から議案第34号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会に付託することし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第34号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会に付託することし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定しました。

---

#### ◎休会について

○議長（益子明美） お諮りします。

3月6日から3月15日までの10日間は、予算審査特別委員会及び休日のため、本会議を休会としたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、3月6日から3月15日までの10日間は本会議を休会とすることに決定しました。

3月6日から3月15日までの10日間は、本会議を休会といたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（益子明美） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時36分